

今回の事案について

私の認識している事実関係についてお知らせします。

相手方からは「慰謝料金100万円の請求」、「言動についての謝罪」を求める内容証明郵便物が9月13日に、新井の自宅に送達されました。

請求内容の根拠として、私が相手方に対して、「ことあるごとに」卑猥な言葉を投げかけ、視察旅行や酒席への同行、同席を「たびたび」「強要」したかのように記載しています。

「慰謝料金100万円」などを求める根拠事実について、私の認識をお知らせいたします。

- 1、 私は、相手方と1対1でお会いした事実は一度もありません。
- 2、 「視察旅行」は市議会の委員会視察であり、相手方が市職員の職務として同行なされたものです。私が同行を「強要」する性質のものではありません。
- 3、 「酒席」について調べました。2回とも市議、市職員が合計で約10名参加した場です。私から相手方に参加を呼びかけたり、まして参加を「強要」した事実はありません。
- 4、 上記の3つの場において、私は相手方に卑猥な言葉を投げかけ事実はありません。
- 5、 「2～4」すべてに約10名の同席者がいます。言葉があったかどうかは、裏付けを取っていただければ幸いです。

相手方は9月12日に内容証明郵便物を発送なさり、13日に我が家に届きました。

14日正午過ぎには、相手方の一方的な主張だけが事実であると受け止められかねないニュースが配信されたことは、誠に残念です。